

平成30年第3回臨時会議事日程（第1号）

平成30年11月1日（木）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第52号 吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第4 議案第53号 工事請負契約の締結について（平成30年度～平成31年度 吉富町防災行政無線（同報系）デジタル化更新工事）

日程第5 議案第54号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（平成28年度～平成30年度 吉富町配水池本体築造工事）

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	11月1日	木	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成30年第3回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成30年11月1日
招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
開 会 11月1日 10時00分
応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
4 番 梅津 義信 8 番 岸本加代子
5 番 横川 清一 10番 若山 征洋
不 応 招 議 員 3 番 太田 文則 9 番 丸谷 一秋
出 席 議 員 応招議員に同じ
欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121 町 長 今富壽一郎 産業建設課長 赤尾 慎一
条の規定により説明 総 務 課 長 守口 英伸 上下水道課長 和才 薫
のため会議に出席し 企画財政課長 奥田 健一
た者の職氏名

本会議に職務のため 局 長 奥邨 厚志
出席した者の職氏名 書 記 太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから平成30年第3回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、山本議員、梅津議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期はお手元に配付の会期日程表（案）のとおり本日11月1日の1日間としたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日11月1日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第52号 吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第4. 議案第53号 工事請負契約の締結について（平成30年度～平成31年度 吉富町防災行政無線（同報系）デジタル化更新工事）

日程第5. 議案第54号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（平成28年度～平成30年度 吉富町配水池本体築造工事）

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第52号、日程第4、議案第53号、日程第5、議案第54号の3案件を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第52号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。

議案第53号工事請負契約の締結について（平成30年度～平成31年度 吉富町防災行政無線（同報系）デジタル化更新工事）。

議案第54号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（平成28年度～平成30年度 吉富町配水池本体築造工事）。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。本日、平成30年第3回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの臨時議会には、条例案件1件、契約案件2件の計3案件について御提案し、御審議をお願いするものであります。

提案理由について、御説明申し上げます。

議案第52号は、吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理について必要な事項を定めるため、本条例を新たに制定するものであります。

議案第53号は、工事請負契約の締結についてであります。平成30年度から平成31年度吉富町防災行政無線（同報系）デジタル化更新工事について、平成30年10月24日に入札会を行い、東芝インフラシステムズ株式会社九州支社が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

議案第54号は、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてであります。平成28年9月7日に議決された平成28年度から平成30年度吉富町配水池本体築造工事の請負契約について議決内容の一部に変更が生じたので、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については、行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第52号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。産業建設課長、説明。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、議案第52号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例についてであります。9月議会におきまして説明いたしました条文のうち、第5条、入場の制限について一部追記し、改めて本議会に上程させていただくものでございます。

それでは、条例案について御説明いたします。

趣旨、第1条、この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき吉富町インフォメーションセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、設置でございます。第2条、吉富駅及びその周辺施設を利用する者の利便性の向上及び本町の産業の振興を主とした情報提供並びに地域交流の活性化を図るため、センターを設置するものでございます。この第2条につきましては、吉富町へ来町された方々の滞留場所として、また駅前の周辺施設を利用する方の利用をいただくために設置するものでございます。また、本町の産業振興を主とした情報提供、町から発信する情報の提供の場としてセンターを設置するものでございます。

次に、名称及び位置でございます。第3条、センターの名称及び位置は次のとおりとする。1号、名称、吉富町インフォメーションセンター。2号、位置、吉富町大字広津351番地2。

管理運営でございます。第4条、センターは、町長が管理運営する。

次に、入場の制限でございます。第5条、町長は、次の各号の一に該当する者に対して、入場について制限または条件を付すことができる。1号、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者。2号、管理上必要な指示に従わない者。

次に、原状の回復義務でございます。第6条、センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、利用後直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

損害賠償、第7条、利用者は、センターの施設設備又は器具を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

委任としまして、第8条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

この条例を可決いただいた後、規則を定めるものでございますが、まず利用時間としまして、ふるさとセンターと同様に午前8時30分から午後6時までを利用時間と定める予定としております。

次に、第5条関係で、入場の制限として、規則では公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある者として、利用者の遵守事項を定める予定としております。1号として、許可を受けずに物品の販売、張り紙また投稿をしないこと。2号、飲酒、喫煙または火器を使用しないこと。3号、ごみは全て持ち帰ること。4号、センター内を不潔にしないこと。5号として、他の利用

者の妨げとなるような行為をしないことを定める予定としております。

また、第6条関係の現状の回復義務としまして、規則では、事故報告として、利用者はセンターの施設、設備または器具を毀損または滅失したときは直ちに町長に届け出なければならないと定める予定としております。

以上、説明は終わりますが、御議決よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。

また、質疑の回数は同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしく願いいたします。

質問者、答弁者の発言は、挙手をして、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、質疑を行います。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 是石です。お隣にあるふるさとセンターというやつの条例を見ました。比べてみましたんですが、そちらは、13条ございます。これは、8条です。それから、場所も同じ、広津の351番地2と同じ場所です。それから、規則も、これは24年3月23日、条例は22日とありますが、23日に改正というんですか、設置されておりますが。この規則も、9条まであります。きめ細かく書いてありますが。

今回のやつは、それと比べますと、かなり、最初の否決されたときもありますが、丁寧さに欠けるんかなと思います。いろいろ削減した、それから規則はその後決めるんだというお話でしたが、このようにしっかりとホームページでも見られるようにしてあります。その違いをちょっとまず教えていただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、ふるさとセンターにつきましては、利用については使用料をいただくものを定めてございます。ただ、今回のインフォメーションセンターにつきましては、条例で説明しましたように、本町へ来町した方への滞留場所として、また情報を提供する場として設けるものでございますから、若干、ふるさとセンターの条例と内容に差異があるわけがございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） それなら、ふるさとセンターのほうは、趣旨、その次に目的、名称の位置とそれぞれあります。今回は、1条は趣旨、2条が設置とあります。これは目的じゃないんでしょうか。同じ文言のようなんですが、中は少し変わっております。本町の産業の振興を主とした情報提供並びに地域交流の活性化を図るためセンターを設置する。同じような文言なんですが、設置と目的、目的がよくわからんと思います、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 設置に当たりどういった利用をするかということでこの条文は設けてあるわけございまして、内容については目的を示しているものというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） それじゃ、総務課にお尋ね。

○議長（若山 征洋君） 3回目。

○議員（7番 是石 利彦君） そうですね。設置と目的と文言に問題はないんでしょうか。総務課長の見解を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今回の条例は、吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関することを条例で明記するというのが主の目的でございますので、やはり、ここ、第2条には設置という根拠を設ける必要があると思いますので、設置という見出しでいいのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ。ちょっと、今、同僚議員が聞きよったのでいくと、この文言自体は趣旨が同じであれば問題ないんであろうということだと思います。逆に、前回のふるさとセンターのときが、これが目的ではなくて設置でもよかったのかなというような答弁に聞こえたんで。それも確認が1点と。

もう一つ、今回は規則、先ほど課長が述べた内容でいくと、前回のふるさとセンターの設置及び管理に関する規則に準ずる形なのかなというふうに聞こえましたので、まずその2点は、このふるさとセンターの設置及び管理に関する規則に大体準じている内容なのか、大きな差異はないのかというのが2点目。

3つ目、駅舎から、今回、インフォメーションセンターというのは離れているわけです。ということは、そこに監視が行き届くのか、目が行き届くのかというのがちょっと私は疑義を持ちま

す。そのときに、破損などした場合、インフォメーションセンターには一応情報発信ツールを置くということですから、そういったものに対するいたずらとか何らかのものが起きたときに、すぐには目に届かないと思うんで、気づかない、気づかれにくいと思うんで、そのときは誰が責任を持つのか。この駅の管理をされている個人の方になるのか、それとも委託されている商工会になるのか、それとも駅の管理運営者である町長になるのか、そこについての説明を求めます。これ、3点。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、ふるさとセンターの第2条の目的とインフォメーションセンターの設置について違いがあるということでございますが。

ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の際には、先ほど総務課長が申しあげましたように、設置でもよかったのではないかというふうには思いますが、この条例を設置するときかわっておきませんので、どういったことで目的としたかというのはちょっとお答えはできませんが、設置でもよかったんじゃないかというふうに思っております。

次に、基本的にはふるさとセンターの規則に準じてはおりますが、インフォメーションセンターにつきましては使用料を徴収しないということでございますので、その分を除いたところでふるさとセンターと同様な規則で定めてございます。

また、管理につきましては、基本的には町が管理することになってございますので、基本的にはインフォメーションセンター内に設置してある物につきましては、その物を毀損または破損した場合は、当然確認というのは管理者である町がしなければならないというふうには思っております。ただ、吉富駅を含めた周辺については、商工会のほうに管理委託をしておりますので、今後はインフォメーションセンターも含めたところで管理をお願いすると、その中でそういったものが発生すれば報告いただいて、その毀損または破損させた者には賠償請求をしなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

条例の失念を理由に9月に上程も、内容の不備を理由に否決され、今回その不備を修正しての再提案だと。

これに関して、1つ、町民に知らしめる必要がある部分、不利益にならないように周知、掲示をして伝えること。2つ、法と条例に基づくのが行政であり自治体であることを再認識して行政運営を行うことを指摘して、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 町が管理する設備には条例による設置と管理が必要なわけです。

条例がなかったということが問題だったわけですが。

これは、トイレの改造から始まったことです。それだから、この次には、本体の駅舎のトイレの改造が速やかに行われることを期待し、賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第53号工事請負契約の締結について（平成30年度～平成31年度 吉富町防災行政無線（同報系）デジタル化更新工事）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書3ページ、資料ナンバー1の1ページをお願いいたします。

工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、工事名、平成30年度から平成31年度吉富町防災行政無線（同報系）デジタル化更新工事。2、工事場所、吉富町全域。3、契約の方法、指名競争入札。4、契約金額、6,588万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額488万円。5、相手方、福岡県福岡市中央区長浜2丁目4番1号、東芝インフラシステムズ株式会社九州支社、支社長大浦公仁。

平成30年10月24日に入札会を行い、議案書にありますとおり東芝インフラシステムズ株式会社九州支社が落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。入札結果は、資料ナンバー1の1ページのとおりでございます。

また、工事の概要につきましては、その資料の2ページに示した黄色い部分が今回の更新工事を行う所でございます。

以上で、説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。御質疑はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回のデジタル化更新の件、この概要図、これを見てちょっと1点だけ確認したいんですが。

今回、各課に送受話器というものが更新設備されているんですが、教務課、いわゆる教育委員会の部分にはこれは色塗りされていないんですが、これはフォーユー会館の中の更新、親機のほうで兼用だから必要ないのか、それとももう兼務なのか、その点、1点お聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 教育委員会の受話器は、今ある受話器をそのまま教育委員会で使うので移動はしません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員会付託を省略する

ことに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 工事請負契約の締結について討論を行います。

防災行政無線をアナログからデジタル化へ更新に伴う契約ということです。自治体の最大使命は、町民の安全安心を届けることであり、その周知方法をデジタル化して、一人として残らぬ町民全員へ確実に届くよう心より期待して、賛成といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号工事請負契約の締結について（平成30年度～平成31年度 吉富町防災行政無線（同報系）デジタル化更新工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第54号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（平成28年度～平成30年度 吉富町配水池本体築造工事）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

議案第54号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成28年9月7日、議案第58号をもって議決された、平成28年度から平成30年度吉富町配水池本体築造工事請負契約締結に係る議決内容の一部を次のように変更する。

1、工事名、平成28年度～平成30年度吉富町配水池本体築造工事。2、変更前契約金額、6億1,040万5,200円。3、変更後契約金額、6億1,911万9,720円。4、変更による増額分871万4,520円。5、契約の相手方、福岡市博多区博多駅東2丁目5番28号、西武建設株式会社九州支店、支店長前田浩昭。

理由といたしまして、2基目の配水池地盤改良基礎工事に伴い、水道水の安定供給を図るため

の仮設配管の追加工事及び天仲寺公園内の石張り園路等、復旧工事を行うため、請負契約額を変更する必要が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料ナンバー1の3ページからをお願いをいたします。

この3ページ、4ページのナンバー1番から20番までの内容につきまして、増額となります871万4,520円の内訳の工事項目の全てをここに挙げさせていただいております。黒字の内容につきましては増額内容、赤字の内容につきましては減額となる工事内容を計上させていただいております。

5ページ、6ページにつきましては、変更となります配管等の配置図を添付いたしております。7ページ、8ページにつきましては、天仲寺公園のこの工事に伴います周辺の復旧内容についての変更前の図面が8ページ、変更後の図面が7ページということで、こういったところが変わるのかという資料を添付をさせていただいております。

以上、説明については以上でございます。本議会にて御承認をいただいた後、変更契約を行い、工事の最終的な完成に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、ぜひ御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。御質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 全協でも丁寧な説明がありましたが、ここは本会議でございますので、変更になった理由というんですか、それをまず示していただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） それでは、資料ナンバーの3ページのほうを活用いたしまして御説明いたします。

まず、冒頭で大きな変更の内容といたしまして、水道水の安定供給を図るための仮設配管をとという御説明をいたしました。その内容につきましては、3ページのナンバー1番、図面では5ページになりますが、5ページの図面の真ん中辺に赤い濃い線で上下に配管の図を配置しておりますが、この配管についてでございます。

この内容につきましては、この1号池、2号池を建設するに当たりましては、1号池のところに建ておりました旧水道の配水池を利用しつつ、最初にこの2号池を建設をいたしました。

2号池ができ上がった後、古いタンクを壊すため、一旦、2号池へ企業団の水を受け入れるため、そして2号池から町内へ断水なく配水を続けるために、一旦この配管を設置をいたしました。その後、旧タンクを取り除き、1号池をつくるためのこの基礎工事を行い、その後1号池を建て、

正式な配管に戻し、現在断水なく配水を続けている状況でございます。その間、約1年ほどこの赤い配管を配置する必要性が生じたため、大きな変更となったものでございます。

ちなみに、この変更額につきましては、約260万円ほどの変更金額の増となっておりますのでございます。

それと、大きな項目といたしましては、もう一点、天仲寺の公園の園路及び階段スロープ等につきまして、この工事のため、一旦取り除きをさせていただいた関係がございまして、今回の工事にて、その復旧工事といたしまして、天然石の石張りの復旧を、当初はコンクリート製品による石張りの復旧を予定をいたしておりましたが、原形に復するという意味を持ちまして天然石を用いて変更し、数量は少し減らしておりますが、天然石に変えて復旧をするという工事を行っております。それは、番号でいいますと、3ページの10番から12番までの工事でございます。12番の括弧書きの赤い石張りブロックの復旧工事についてですが、これは当初安易な平板ブロックで設計をしております。これが約700万円の金額でございましたが、これは減額となりまして、天然石に変えて復旧する工事が10番から黒い12番、これが約980万円、差額として270万円ほどの増額となっております。

あと、その他の工事といたしましては、当初設計では計上はされておりましたが、3年間の工事をしていく工程の中で仮設が必要となったり、また配管のバルブ、安全管理のためのガードマンの配員等が増加になったことにより、合計としまして871万4,520円の増額変更となったわけでございます。変更率といたしましては、総額の6億円ほどに合わせまして、1.4%の変更率という内容となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありますか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 1点確認します。

この園路を最初に撤去したときに、再利用するということでは考えていなかったのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 今、横川議員さんおっしゃった内容についてですが、当初、設計した当時の担当のほうに確認をいたしたところ、当初設計では、図面の8ページにありますように石張りの園路をずっと長く復旧をするということでした。これは、当初設計として上げておりましたが、古い天然石を撤去する場合にその撤去した天然石が再利用が可能であれば、それを再利用して変更するというのを当初から頭には入れておったようでございます。

ただ、実際に私も撤去する現場に立ち会いましたが、手作業で仮に石張りを剥がそうということもやってみたんですが、どうしても天然石ですので、剥がす段階で粉々に割れてしまって再利用ができないということでしたので、今回、数量は減らしましたが、新たに、同じような文様の

天然石を購入して復旧するという方法で最終的には進めたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2点、ちょっとお聞きしたいんですが。

今の説明でもありましたように、石畳の縮小、いわゆる数を減らして、若干当初の計画より減らしたということだったんですが、この残りの部分に関して、今どれぐらいの量かわかりませんが、この部分は次の公園の再整備の計画がありますので、そのときに行う予定なのかが1点と。

あと、町でよくある追加、追加、追加という予算がいつも出るんですが、今後の追加の予定があれば、先に教えてください。この2点。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 天仲寺公園のこの石張り等の再整備につきましては、現在のところではこの天仲寺のこっこの小学校側のこの山のほうの再整備を計画するというのは、この工事の関連で一緒にした中ではないようでございます。

ただ、今回、天仲寺公園は高低差がある公園ですので、全てが階段となっております。ですので、車椅子もしくは少し足が不自由な方については、階段があるということでしたので、今回最小限の復旧とはいたしておりますが、スロープ的には、車椅子の方が御自分でおられるだけのスロープの高低はつけ切れなかったんですが、介助者等がおれば車椅子でもまず一步先の園路まで行けるように、幅2メートルのスロープを今回設置をいたしております。これは、産業建設課とも協議をした上で、今回の必要な工事の中でスロープ化を取り入れているものでございます。

それと、予算の追加についてですが、今現在、ここに上げている変更額と今の工事の進捗状況でいきますと約95%の進捗率でございます。まだ、あと残り5%ほど工事が残っております。ですので、大きな増額、減額は想定はしておりませんが、最終的にこの5%の工事の中で多少の変更は、精査の段階では出てくるのではないかなと思っております。もし、そうした少額の変更が出た場合につきましては、運用いただいております専決をさせていただき、後の議会でもた詳細な報告をさせていただきたいと思っております。今現在で、そういう変更が出るということは想定はしておりませんが、まだ工事が続きますので、若干はあろうかとは思っております。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 私は、今回賛成討論する予定だったんですが、先ほど担当課長が専決を行うという議会を無視したような答弁をしてしまったので、ちょっと若干考えているんですが。当初の予定どおり行きますけど。

石畳の鉄平石は、凹凸が大きく、足腰の弱い方や車椅子の利用者には不便を強いるとのことである。この件について、けがなどないことがまず1点。

そして、また町の計画によく見られます新たな追加の予算、議会の審議で行った計画を疑われるようなことがないように、事前に追加があるという前提で行うことは大変間違えていると思います。今後、その辺は十分配慮することを忠告して、私の賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） あとは整備というんですか、意匠をきれいにするということが5%残っているということでした。

そもそも、古い貯水棟を安全を確認した上でさらにまだもつんだと、十分に安全性もあるんだと言いながら、新しい未来的な考えで水槽を2棟を建てるということでした。そのときに、工事に伴う被害が地元の方にはないのかという心配に伝えて、事前の調査も行っていただいております。その結果ということか、被害もなかったということを知っております。非常に、そういう面では、地元としてはいいというお話を聞いております。そういった面で、賛成討論いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号工事請負契約の締結につ

いての議決内容の一部変更について（平成28年度～平成30年度 吉富町配水池本体築造工事）は原案のとおり可決されました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期臨時議会に付議された事件は全て議了いたしました。
これをもちまして、平成30年第3回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年11月 1日

議 長

署名議員

署名議員